

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

1 概要

平成 25 年から 27 年にかけての生活扶助基準改定（デフレ調整）を違法とした最高裁判決（令和 7 年 6 月 27 日）を受け、国が新たに設定した基準に基づき、過去の受給世帯に対し差額分の生活保護費を追加給付するものである。

2 実施状況

○原告への対応

- ・本市在住の原告 2 名に対し、令和 8 年 3 月 31 日に追加給付費の支払いを完了した。

○原告以外の対象者への対応

- ・対象世帯数の想定：受給中世帯が 7,000 世帯程度、廃止世帯が 3,000 世帯程度、計 1 万世帯程度と想定している。
- ・データの抽出：令和 8 年 6 月に、生活保護事務処理システムから対象世帯に係る情報・データの抽出作業を実施した。
- ・業務の外部委託：廃止世帯に係る追加給付の申出受付開始時期（令和 8 年 8 月～）が国から示され、事務の一連の流れが確定した。これを受け、膨大な対象件数に迅速かつ的確に対応するため、給付額の積算、申請受付、コールセンター運営、進捗管理など、追加給付に係る一連の関連業務を一括して外部委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行った。

3 受託事業者の選定結果及び公募型プロポーザルの実施経過

- ・受託候補事業者：キャリアリンク株式会社
- ・提案上限額：93,110,000 円（全額国庫負担）
- ・選定の経過：

6 月 12 日：公募開始

7 月 3 日：企画提案書等の提出期限（応募事業者：1 者）

7 月 8 日：審査委員会開催

公募の結果、応募は 1 者のみであったが、実施要領の規定に基づき審査委員会において厳正な審査を実施した。企画提案書等の書類審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングによる総合評価を行った結果、選定基準である配点合計の 6 割以上の得点を得たため、上記事業者を最優秀の受託候補者として選定した。

- ・現在：契約締結に向け、業務内容の詳細について具体的な協議を進めている。

4 今後のスケジュール（予定）

- ・8 月上旬～：①追加給付関連業務コールセンターの開設・業務開始
②廃止世帯からの問い合わせや申出書等の提出に対応する特設相談窓口を「駅前庁舎 4 階」に開設・業務開始
- ・8 月下旬～：受給中世帯に対する追加給付の開始（算定及び確認が完了した世帯から順次給付）
- ・9 月下旬～：廃止世帯に対する追加給付の開始（以降、順次給付）
- ・令和 9 年 3 月 31 日：外部委託業務の終了（履行期間満了）
- ・令和 9 年 4 月 1 日～：生活福祉一課による申出受付・給付事務の継続
- ・令和 9 年 7 月 31 日：廃止世帯からの申出受付終了